

議案第 3 号

理科支援員等コーディネーター設置規程を廃止する訓令について

理科支援員等コーディネーター設置規程を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

平成25年3月13日

沖縄県教育委員会

(別紙)

理科支援員等コーディネーター設置規程を廃止する訓令

教 育 庁

理科支援員等コーディネーター設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

義務教育課

1 件名

理科支援員等コーディネーター設置規程を廃止する訓令

2 改正の経緯及び必要性

平成19年度より実施の「理科支援員等配置事業」は、独立行政法人科学技術振興機構より委託を受けて実施してきた事業である。本事業を円滑に行うために、沖縄県立総合教育センターに理科支援員等コーディネーターを配置したが、平成24年度をもって独立行政法人科学技術振興機構が当該事業を終了することに伴い、当該職を廃止する。

なお、平成25年度の当該嘱託員の採用は行わない。

3 改正案の概要

(1) 理科支援員等コーディネーター設置規程（平成20年3月27日沖縄県教育委員会訓令第3号）を廃止する。

(2) この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

4 関係機関との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

(1) 理科支援員等コーディネーター設置規程（平成20年3月27日沖縄県教育委員会訓令第3号）

改正 平成21年3月24日教育委員会訓令第1号

理科支援員等コーディネーター設置規程を次のように定める。

理科支援員等コーディネーター設置規程

(設置)

第1条 小学校における理科授業の充実に資する理科支援員及び講師(以下「理科支援員等」という。)の活用に係る業務を円滑に行うため、沖縄県立総合教育センター(以下「総合教育センター」という。)に理科支援員等コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を設置する。

(身分)

第2条 コーディネーターは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 コーディネーターは、総合教育センターの所長(以下「所長」という。)の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理科支援員等の人材の確保に関すること。
- (2) 理科支援員等に対する助言及び指導に関すること。
- (3) 理科支援員の研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 理科支援員等の活用に係る業務に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 コーディネーターは、前条の業務を行うに必要な知識及び経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

2 コーディネーターの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第5条 コーディネーターの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 コーディネーターの勤務場所は、総合教育センターとする。

2 コーディネーターの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

3 コーディネーターの勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 コーディネーターは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 コーディネーターは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 コーディネーターは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) コーディネーターとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則(略)